

## 価格高騰重点支援給付金（物価高騰対応分）：家計急変世帯分 に関する Q & A

No.	質問	回答
1	支給対象を教えてください。	<p>予期せず令和5年1月以降に家計が急変し、世帯全員が住民税均等割非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯が対象です。</p> <p>ただし、価格高騰重点支援給付金（物価高騰対応分）：非課税世帯分の支給を受けた世帯又は当該世帯の世帯主若しくは世帯員であったもののみで構成される世帯は支給対象外となります。</p> <p>また、世帯全員が、住民税が課税されている方から扶養されている場合（青色事業専従者及び事業専従者の方も扶養に含まれます。）は対象外となります。</p>
2	住民税均等割非課税世帯と同様の事情にあることが要件となっていますが、住民税均等割とはなんですか。	<p>均等割は、地域社会の費用の一部を広く均等に市民の方に負担していただく趣旨で設けられているものです。東日本大震災からの復興を図ることを目的に、地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、平成26年度から令和5年度までの間に限り、市民税・県民税の均等割にそれぞれ500円が上乗せされており、市民税3,500円と県民税2,500円合わせた計6,000円となっています。</p>
3	世帯全員が、住民税が課税されている方から扶養されている場合は対象外とありますが、当該世帯の中に課税されている者の扶養親族ではない者が、1人でも含まれていれば、支給対象となりますか。	<p>支給対象となります。</p> <p>(例) AさんBさんの2人世帯の場合          AB（非課税）ともに子C（課税）の扶養・・・対象外          AB（非課税）のうち、Aのみ子C（課税）の扶養・・・対象</p>
4	価格高騰重点支援給付金(物価高騰対応分):非課税世帯分と価格高騰重点支援給付金(物価高騰対応分):家計急変世帯分の両方を受給することはできますか。	<p>できません。いずれかひとつのみ1回限りとなります。</p>
5	手続きの方法について教えてください。	<p>申請が必要です。ただし、申請時点で本市に住民登録のある必要があります。</p>
6	提出書類を教えてください。	<p>提出書類は下記の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（物価高騰対応分）：家計急変世帯分申請書（請求書）</li> <li>・世帯主（申請・受給者）本人確認書類の写し（マイナンバーカード（表面）、運転免許証、健康保険証等のいずれかひとつ）</li> <li>・受取口座を確認できる書類の写し（金融機関名、支店名または支店コード、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳、キャッシュカード等）</li> <li>・簡易な収入（所得）見込額の申立書</li> <li>・給与明細書、年金振込通知書、帳簿等申立書に記入した1か月分の収入（所得）額及び必要経費等が分かる書類</li> </ul>
7	申請書はどこでもらえますか。	<p>申請書等の様式は市ホームページからダウンロードできるほか、ひたちなか市地域福祉課 価格高騰重点支援給付金担当窓口、那珂湊支所、ひたちなか市社会福祉協議会に設置します。</p> <p>※申請書の配布及び掲載等は令和5年1月下旬以降となります。</p>
8	申請期限はありますか。	<p>申請期限は <b>令和6年4月30日（火曜日）</b> までとなっております。</p>
9	鉛筆で記入してよいですか。	<p>ボールペン等、消せないもので記入をしてください。なお、消せるボールペンでの記入はおやめください。</p>
10	書類を書き損じてしまいました。どうすればよいですか。	<p>二重線で訂正のうえ、書き直してください。</p>
11	いつ頃支給されますか。	<p>確認書や申請書の不備等が無ければ、受理からおおよそ3週間程度での振り込みを予定しています。</p>

12	給付金は誰に振り込まれますか。	原則として、世帯主の銀行口座へ振り込みます。
13	問合せ先や申請書・不備書類の送付先はどこですか。	下記のとおりです。 【問合せ先】ひたちなか市地域福祉課 価格高騰重点支援給付金担当 電話番号：029-212-3235 受付時間：午前8時30分から午後5時まで（土日祝を除く） 送付先：〒312-8501 ひたちなか市東石川2丁目10番1号 ひたちなか市地域福祉課 価格高騰重点支援給付金担当 行
14	世帯主が、身体が不自由で、自分で確認書の返送や申請書の提出ができない場合は、どのようにしたらよいですか。	本人による確認書の返送や申請書の提出が困難な方は、代理人が行うことも可能です。申請者の属する世帯の世帯構成者や法定代理人、親族その他の平素から申請受給対象者本人の身の回りの世話をしている方等で市長が特に認める方による代理申請が認められます。 代理申請には、本人と代理人との関係を説明する書類などを提出いただきます。
15	勤務先から給与明細が発行されません。どうすればよいですか。	預金通帳等の写し（該当月の給与受取額が分かるページと、口座名義人の分かるページ）を提出してください（審査により、追加書類の提出等を求める場合があります）。 どうしても添付する書類がない場合は、住民税均等割が非課税相当の水準となったことの詳細について記載した申立書（様式自由）をご提出ください。
16	自営業の場合、申立書に記入した1か月分の収入（所得）額を証明するものとして、どのような書類を添付すればよいですか。	事業収入等の減少が分かる帳簿、預金通帳等の写し等を提出してください。 どうしても添付する書類がない場合は、住民税均等割が非課税相当の水準となったことの詳細について記載した申立書（様式自由）をご提出ください。
17	令和5年12月1日までひたちなか市に住んでいましたが、12月2日以降に転出しました。世帯全員が非課税相当に減収した場合、ひたちなか市で申請（受給）できますか。	申請時に本市に住民登録のある必要があります。申請時にすでに転出している場合は申請（受給）できません。
18	この給付金は課税対象となりますか。	課税対象となりません。
19	外国人は給付対象者ですか。	基準日(令和5年12月1日)において、市町村（特別区を含む）の住民基本台帳に記録されており、申請日において本市の住民基本台帳に記録されている外国人で要件を満たせば給付対象者となります。
20	予期せず家計が急変したとはどのようなことですか。	[家計が急変したと認められるもの] ・物価高騰の影響等により、家計が急変した場合 ・収入の減少はないが、出生した子どもを新たに被扶養者としたこと等により、令和5年度住民税課税である者が、住民税非課税相当の水準となる場合 ・定年退職や自己都合退職後に、予期せず再就職が難しくなり、当該影響がなければ得られていたはずの収入が得られなかった場合  [家計が急変したと認められないもの] ・コロナウイルス感染症の隔離期間等により、収入が減少してしまった場合等、明らかに短期間における影響の場合 ・定年退職による収入（所得）減少等、予期できるものの場合
21	家計急変世帯として申請したが、非課税相当額とならず不支給となった。その後任意の1カ月の収入が住民税非課税世帯相当の水準まで減少した等要件が変わった場合、再申請を行うことは可能ですか。	再申請は可能です。予期せず家計が急変した世帯であって、任意の1カ月の収入が住民税非課税相当の水準まで減少している場合には、再申請により給付対象となることはあります。

22	1年間のうち収入月が特定の月に生じる業種の場合、どのような取り扱いとなりますか。	<p>申立書においては、月額を記載する必要はありません。年間収入部分のみ記載ください。</p> <p>なお、本給付金は予期せず家計が急変した世帯に対し、支給するものであり、例えば、事業活動に季節性があるケースにおける繁忙期や農産物の出荷時期等、通常収入を得られる時期以外を対象月として給付申請した場合には、予期せず家計が急変したわけではないので、支給要件を満たしません。</p>
----	--	---